

## 建設業従事者等のアスベスト被害者の早期救済・解決に関する意見書

日本におけるアスベスト（石綿）被害は、建物の改修・解体に伴うアスベストの飛散により、今でも多くの労働者、国民に広がっています。また、東日本大震災で発生した大量のがれき処理に伴う拡大も予想されており、今後、東京が被災地となった場合は、更なる被害拡大が危惧されます。

欧米諸国では、製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では、建設業従事者が最も多くなっていることが特徴です。これは、日本ではアスベストが禁止されるまでの間、およそ1千万トンものアスベストを輸入し、その大半が建築資材として活用されていたからです。同時に、国が建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を積極的に推進していたことにも大きな原因があり、アスベスト含有建材製造企業も含めて十分な対策を講じてきたとは言えません。また、建設業は、重層下請け構造等の問題もあり、労災認定にも多くの困難が伴い、製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。

平成18年には石綿による健康被害の救済に関する法律が成立し、また国やアスベスト含有建材製造企業等が拠出して「石綿健康被害救済基金」が設立されましたが、これだけでは被害者に対する補償としては不十分であり、その遺族の生活も含めた補償の充実や救済基金の拡充など、制度の抜本改正が求められています。

こういった中で、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、全国6つの地方裁判所で補償とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を起こしていますが、司法の場での結論にかかわらず、被害者の苦しみは変わりません。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、早期に建設業従事者等のアスベスト被害者の救済及びアスベスト被害の解決を図るため、下記事項を実現するよう強く要望します。

### 記

- 1 石綿による健康被害の救済に関する法律を、全てのアスベスト被害者を対象とし、十分な補償が受けられるよう抜本改正すること。
- 2 アスベスト疾患に対する医療体制の整備と治療方法の充実を図ること。
- 3 建設業従事者と建設現場近隣住民の暴露防止策の徹底やアスベスト除去対策の実施など、総合的なアスベスト対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成24年12月11日

墨田区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
環境大臣

} あて